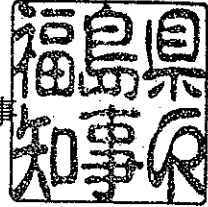


21生環第1356号

平成21年9月17日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



産業廃棄物税のあり方について（諮問）

福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号。以下、「条例」という。）附則第11項の規定に基づき、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問理由】

本県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等に関する施策をより一層推進するため、平成18年度から産業廃棄物税を導入しました。

条例において、施行後5年を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。